

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局水道課長

乳児による水道水の摂取に係る対応について

平成 23 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課長より、「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」を発出し、水道水が「飲食物摂取制限に関する指標（参考を 1 参照）」（以下「指標」という。）を超過した場合の水道の対応について、当職の見解として、1. 指標を超えるものは飲用を控えること、2. 生活用水としての利用には問題がないこと、3. 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないことについて、周知指導方のご配慮をお願いしたところである。

一方、食品衛生法に基づく暫定規制値においては、放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

したがって、水道水の放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超える場合には、当該水を供する水道事業者等は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう 広報いただきたい。なお、当該数値は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、代替となる飲用水が確保できない場合には、摂取しても差し支えない。貴職におかれましては、これらの点について留意の上、遺漏なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する技術的助言であることを申し添える。

（参考 1）原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値

放射性ヨウ素（飲料水） 300 Bq（ベクレル）/kg

放射性セシウム（飲料水） 200 Bq/kg

（参考 2）食品衛生法に基づく暫定的な指標値（抜粋）

放射性ヨウ素（牛乳・乳製品） 300 Bq（ベクレル）/kg （注）

注）100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

（参考 3）「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準（放

射線セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射線ヨウ素は実効線量 50 ミリシーベルト/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎（飲料水、食品等）に定められている。